

第7回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会
－議事概要－

1. 日時：平成19年2月7日（水） 14:00～16:00

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）

亀岡 保夫（公認会計士）

佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）

高山 昌茂（公認会計士）

長 光雄（公認会計士）

藤谷 武史（北海道大学大学院法学研究科助教授）

弥永 真生（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

戸塚次長、原山審議官、佐伯参事官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官、
河内参事官補佐（以上、内閣官房行政改革推進室）

駒形管理室長、鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣
官房管理室）

4. 議事次第

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明（公益目的支出計画における収入について）

(3) 自由討議

(4) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明（公益目的支出計画における収入について）
事務局から、資料 1 に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

【1. 事業収入の範囲 について】

- 保有する資産の運用益は、原則として「支出をした事業」との関連性を有しないと考えるべきである。しかし、「支出をした事業」のための積立金の運用益等、用途が特定されているものについては、「収入」に含まれると考えるのが適当。
- 運用損益・評価損益等を「収入」に含めるか否かについて検討するに当たっては、資産が実物資産である場合と金融資産である場合とを一括りに検討するのは不適當ではないか。「どの資産を含めるか」ではなく、「どの資産を含めないか」という観点で検討することも必要。
- 金融資産の評価損益を「支出」・「収入」に含めることとすると、恣意的に損失を計上することが可能になるため、一定の考慮が必要。
- 運用損益・評価損益を「支出」・「収入」に含める場合は、実際に事業を実施せずとも公益目的支出計画が完了してしまうことがある。これは必ずしも本旨に適うものではないので、運用損益・評価損益の取扱いについては十分検討する必要があるだろう。

【2. 「収入」が「支出」を超過した場合の当該超過額の取扱い について】

- 解散時に超過額を考慮しないのであれば、計画期間中の収支と公益目的財産残額がすべての場合に一致するわけではない。会計上、費用と収益は対応しているという前提に立てば、単年度で「収入」が「支出」を超過したとしても特段の措置は不要ではないか。
- 大規模でない現行の公益法人においては、退職給付引当金等を積み立てていないなど、必ずしも費用と収益を対応させていないことも多いのではないか。

(4) 閉会

次回の研究会は 2 月 22 日（木）午後 1 時から行うことが確認された。

以上